

不登校支援グループ 年末年始交流活動補助事業実施要綱

(目 的)

第1条 本要綱は、不登校状態にある児童生徒およびその保護者が孤立しやすい状況にあることを踏まえ、年末年始の期間において、地域で不登校支援に取り組む民間団体等(以下「支援グループ」という。)が実施する交流事業等を社会福祉法人山口市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が支援することにより、地域全体の支援体制の維持および強化を図ることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、年末年始に支援グループが不登校児童生徒およびその保護者を対象として実施する次に掲げる事業とする。

- (1)交流活動
- (2)相談支援、情報提供
- (3)その他、不登校支援に資する活動として本会が認めるもの

(補助金額)

第3条 補助金額は、支援グループ1団体あたり15,000円を上限とする。

(補助金の使途)

第4条 補助金の使途は、次のとおりとする。

- (1)事業の実施に係る諸謝金、消耗品費、広報費、通信費、保険料、賃借料等

(選定条件)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1)市内において不登校支援を活動主体としているグループであること
- (2)営利を目的としないこと
- (3)原則として、12月1日から翌年1月31日までに行われる事業であること

(補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする支援グループは、次に掲げる書類を添えて本会会長に申請しなければならない。

- (1)申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)収支予算書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 本会会長は、前条の申請があった時は当該申請に係る書類を審査し、その結果補助すべきと認めたときは、「不登校支援グループ年末年始交流活動補助事業」補助金交付決定通知書(様式第4号)により支援グループへ決定通知を行う。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の決定通知を受けた支援グループは、請求書(様式第5号)を添えて本会会長に請求しなければならない。

2 本会会長は、前項の請求を受けて、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第9条 支援グループは、事業完了後、次に掲げる書類を添えて本会会長へ事業報告をしなければならない。

(1)事業報告書(様式第6号)

(2)収支決算書(様式第7号)

(3)領収書の写し等、支払い内容が確認できるもの

(補助金の交付撤回及び返還請求)

第10条 支援グループは、補助金の交付決定後に事業実施が困難になった場合や大幅な内容変更が生じた場合にはすみやかに本会会長へ報告し、本会会長は必要に応じて交付決定を撤回することとする。

2 本会会長は、支援グループから報告された事業内容が事前連絡なく申請内容と大幅に異なっている場合や、補助金が不適切に使用されていると判断した場合には、支援グループに対して補助金の返還請求をすることとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則 本要綱は、令和8年7月1日より施行する。